

一般的意見第 16 (2005 年)

3 条 : あらゆる経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女平等の権利

(UN Doc.E/C.12/2005/3)

翻訳 : 青山学院大学助教授 申 惠丰

序

1 . あらゆる人権の享有に対する男女平等の権利は、国際法で認められ、主な国際人権文書に掲げられた基本原則の一つである。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (ICESCR ないし規約) は、すべての人の尊厳にとって基本的な権利を保護している。特に、規約の 3 条は、規約が規定する諸権利の享有に対する男女平等の権利を規定している。この規定は、国連憲章 1 条 3 項及び世界人権宣言 2 条を基礎としている。ICESCR について言及していることを除けば、本条は、ICESCR と同時に起草された市民的及び政治的権利に関する国際規約 (ICCPR) の 3 条と同一である。

2 . 起草作業では、3 条は、ICCPR と同様、差別の禁止に加えて、「男女に対して同等の権利が、平等な基盤のもとに明示的に認められるべきであり、女性が自らの権利を行使する機会をもつことを確保するためのふさわしい措置が取られるべきである (...) 」ことを示すため、本規約に含められたことが述べられている。「さらに、3 条は 2 条 2 項と重複するとしても、男女の平等な権利を再確認することがなお必要であった。特に、その十分な適用を阻害する多くの偏見がなお存在するため、国連憲章に掲げられた基本原則が常に強調されなければならない」¹。ICCPR の 26 条と異なり、ICESCR の 3 条と 2 条 2 項はそれぞれで独立の規定ではなく、規約の第 3 部で保障された個々の具体的な権利と合わせて読まれるべきである。

3 . ICESCR 2 条 2 項は、他の事由の中で、性に基づく無差別の保障を述べている。この規定と、3 条における男女の平等な権利享有の保障は、密接に関係しており、相互に強化しあうものである。さらに、差別の撤廃は、平等を基礎とした経済的、社会的及び文化的権利の享有にとって基本的な事柄である。

4 . 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会 (CESCR) は、経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女の平等な権利に悪影響を与える要素について、十分な住居に対する権利²、十分な食料に対する権利³、教育に対する権利⁴、到達可能な最高水準の健康

[原注]

¹ 第三委員会の、国際人権規約草案報告書。A/53/65 (1962 年 12 月 17 日) 。

² 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会 (以下、CESCR) 一般的意見第 4 「十分な住居に対する権利 (11 条 1 項) 」 (1991 年) 6 項 ; CESCR、一般的意見第 7 「十分な住居に対する権利 (11 条 1 項) : 強制退去」 10 項。

に対する権利⁵、水に対する権利⁶に関する各一般的意見を含む多くの一般的意見の中で特に注意を払ってきた。委員会はまた、締約国に報告に関連する事項リスト（list of issues）の中で、及び締約国との対話の間に、規約で保障された権利の男女平等の享有に関する情報を日常的に求めてきた。

5．特に女性は、伝統や慣習によって課された低い地位によって、又は明白・暗黙の差別の結果として、その人権の平等な享有をしばしば否定されてきた。多くの女性は、性と、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生、又は、年齢、民族性、障害、婚姻上のもしくは難民・移民の地位のようなその他の地位という要素との結合によって、顕著な形の差別を経験し、その結果として一層大きな不利益を受けてきた⁷。

概念的枠組み

平等

6．ICESCR3条の趣旨は、規約に定められている諸権利が、平等を基礎として男女に享有されなければならないということであるが、これは実質的な意味をもつ概念である。形式的な平等の表明は憲法規定や立法、政府の政策にみられるが、3条はまた、男女にとっての規約上の諸権利の平等な享有を、実際上也要求しているのである。

7．男女間の平等を基礎とした人権の享有は、包括的に理解されなければならない。国際人権条約における無差別と平等の保障は、法律上及び事実上の平等の双方を要求している。法律上の（ないし形式的な）平等と事実上の（ないし実質的な）平等は、異なるが相互に関連した概念である。形式的な平等は、法律又は政策が男女を中立的なかたちで取り扱えば平等が達成されるとみなす。実質的な平等はこれに加えて、法律や政策、慣行の効果、並びに、それらが、特定の集団が経験する固有の不利益を維持するのではなく緩和するよう確保することに關心をもつ。

8．男女の実質的な平等は、単に、表面的にジェンダー中立的な法律を制定することや政策を採択することによっては達成されない。3条の実施にあたっては、締約国は、そのような法律や政策、慣行は、特に女性が経験している既存の経済的、社会的及び文化的な不

³ CESCR、一般的意見第12「十分な食料に対する権利（11条）」26項、1999年。

⁴ CESCR、一般的意見第11「初等教育の計画（14条）」（1999年）3項；一般的意見第13「教育に対する権利（13条）」（1999年）6項b、31項、32項。

⁵ CESCR、一般的意見第14「到達可能な最高水準の健康に対する権利（12条）」（2000年）18～22項。

⁶ CESCR、一般的意見第15「水に対する権利（11・12条）」（2000年）13～14項。

⁷ 人種差別撤廃委員会の一般的意見第25「人種差別のジェンダーに関係した側面」（2000年）を参照。

平等を考慮に入れないために、男女間の不平等に対処できず、むしろ永続化させてしまうこともあるということを考慮するべきである。

9.3 条に従い、締約国は、法律における (*in*) 平等、及び法律の前の (*before*) 平等の原則を尊重しなければならない。法律における平等の原則は、立法府が法律を採択する際に、それらの法が男女による経済的、社会的及び文化的権利の平等な享有を確保することによって尊重される。法律の前の平等の原則は、行政機関や裁判所、審判所によって尊重されなければならない、それらの機関が法律を男女に平等に適用しなければならないことを含意する。

無差別

10. 無差別の原則は、平等の原則の当然の結果である。暫定的な特別措置について 15 項で述べられている事柄を別として、無差別の原則は、人もしくは人の集団に対して、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生のような彼/彼女もしくは彼(女)らの特別の地位もしくは状況、又は、年齢、民族性、障害、婚姻上もしくは難民・移民の地位のようなその他の地位に基づいて異なった取扱いをすることを禁じるものである。

11. 女性に対する差別とは、「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女性(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」⁸をいう。性に基づく差別は、女性は妊娠することがあるから雇用を拒否するというような、女性の生理を理由とした女性への異なった取扱いに基づいていることもあるし、女性は男性ほど多くの時間を仕事に割きたくないと思っているという推定のもとに女性を低いレベルの仕事につけるというように、固定観念による推定に基づいていることもある。

12. 直接差別は、取扱いの相違が、性及び男性ないし女性の特徴にのみによる区別に直接かつ明示的に依拠しており、客観的に正当化できないものである場合に生じる。

13. 間接差別は、法律、政策又は計画が表面上は差別的にみえなくとも、実施されたときに差別的効果をもつ場合に生じる。これは例えば、女性が、既存の不平等のために、ある特別の機会又は利益の享有に関して男性に比べて不利な立場にあるときに生じうる。ジェンダー中立的な法律を適用することは、すでにある既存の不平等をそのままにし、又は悪化させることもありうる。

14. ジェンダーは、自らの権利を享有する男女の平等な権利に影響を与える。ジェンダー

⁸ 女性差別撤廃条約 1 条の定義による。

とは、男性又は女性としてのアイデンティティーのみに基づく、男女の行動、態度、性格の特性、身体的及び知性的能力についての文化的な期待や推定をさす。ジェンダーに基づく推定と期待は、一般に、行動する自由、自律的で十分に能力のある大人として認められる自由、経済的、社会的及び政治的發展に十分に参加する自由、自らの状況や条件について決定を下す自由のような権利の実質的な享有に関して、女性を不利な立場におく。経済的、社会的及び文化的役割についての、ジェンダーに基づく推定は、平等にとって必要なあらゆる分野における男女の責任分担を妨げてしまう。

暫定的特別措置

15. 平等と無差別の原則は、それら自体では、真の平等を保障するのに必ずしも十分ではない。不利な状況にあるか疎外された人々又は人々の集団を他の人々と実質的に同じレベルまで引き上げるためには、暫定的な特別措置が必要になることがある。暫定的な特別措置は、男女にとって法律上ないし形式的な平等を実現するだけでなく、事実上ないし実質的な平等を実現することを目的としている。しかし、平等の原則の適用はときに、締約国に対して、差別を永続化させている条件を緩和し又はなくすために、女性を有利に扱う措置をとるよう求めることがある。これらの措置が、事実上の差別を是正するために必要であり、かつ、事実上の平等が達成されたときに終了する限り、そのような異なった取扱いは正当なものである⁹。

締約国の義務

一般的な法的義務

16 経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女平等の権利は義務的なものであり、締約国の即時の義務である¹⁰。

17. 経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女の平等の権利は、すべての人権と同様、3つのレベルの義務を締約国に課す。尊重の義務 (the obligation to respect) 保護の義務 (the obligation to protect) 及び充足の義務 (the obligation to fulfill) である。充足の義務はさらに、供給し、促進し、助長する義務 (duties to provide, promote and facilitate) を含む¹¹。3条は、ICESCR の6条から15条に定められた締約国の義務の履行に対して、逸脱できない基準を定めたものである。

⁹ 但し、この一般原則には一つの例外がある。ある個人の男性候補者に特定の理由は、その男性に有利に考量されることがありうる。その判断は、個々の候補者のあらゆる基準を考慮しつつ客観的に評価されなければならない。これは比例性の原則の要請である。

¹⁰ CESCR、一般的意見第3「締約国の義務の性格(2条1項)」(1990年)。

¹¹ CESCRの一般的意見第12及び第13によれば、充足の義務は助長の義務と供給の義務を組み込んだものである。本一般的意見では、充足の義務はまた、女性に対するあらゆる携帯の差別の撤廃にむけて促進する義務をも組み込んでいる。

具体的な法的義務

尊重義務

18. 尊重の義務は、締約国に対し、経済的、社会的及び文化的権利を享有する男女の平等の権利の否定を直接又は間接的に結果としてもたらず差別的な行為を控えることを求める。権利を尊重することは、締約国に、3条で保護された権利に適合しない政策、行政措置及び計画を採択せず、かつ廃止する義務を課す。特に、表面的には性中立的な法律、政策及び計画の効果を考慮に入れること、並びにそれらが平等を基礎として人権を享有する男女の能力に否定的な影響を結果としてもたらずものでないか検討することは、締約国の義務である。

保護義務

19. 保護の義務は、締約国に対し、いずれかの性の劣等性又は優越性の概念や固定観念による男女の役割を永続化させる偏見、慣習的及びその他のあらゆる慣行の廃絶を直接の目的にした措置を取ることを求める。ICESCR3条の下での締約国の保護義務には、とりわけ、すべての人権を享有する男女の平等な権利及びあらゆる種類の差別の禁止に関する憲法及び立法の規定を尊重し採択すること、差別を撤廃するための立法を採択し、かつ第三者がこの権利の享有に直接又は間接的に介入するのを防ぐこと、女性を差別から保護するための行政措置及び計画を採択し、また公的機関、施設及び計画を設置・策定することが含まれる。

20. 締約国は、非国家主体が、経済的、社会的及び文化的権利を享有する男女の平等の権利を侵害しないことを確保するため、それらの行動を監視し規制する義務を負う。この義務は例えば、公的サービスが部分的ないし全面的に民営化されている場合に適用される。

充足義務

21. 充足の義務は、締約国に対し、實際上、男女が平等を基礎として自らの経済的、社会的及び文化的権利を享有することを確保するための措置を取ることを求める。そのような措置には、以下のものが含まれる。

- ・賠償、補償、原状回復、リハビリテーション、再発防止の保証、宣言、公的謝罪、教育プログラム及び防止プログラムのような、適切な救済が利用できかつアクセス可能であること。

- ・最も貧しく、最も不利な状況にありまた疎外されている男女を含め、すべての者が平等を基礎としてアクセス可能な、裁判所、審判所もしくは行政機構などの適切な救済の場を、締約国が設けること。

- ・男女の平等な経済的、社会的及び文化的権利の享有を促進することを目的とした法律及び政策の実施が、不利な状況にあるか疎外された個人又は集団、特に女性と女兒に対して意図しない悪影響を与えないことを確保するための監視機構を発展させること。

- ・平等を基礎とした、男女双方の経済的、社会的及び文化的権利にとって長期的な効果を

与える政策及び計画を策定し、実施すること。これには、女性の平等な権利享有を促進するための暫定的な特別措置、ジェンダー監査、ジェンダーに特に配慮した資源配分が含まれる。

- ・ 裁判官及び公務員のための人権教育及び訓練プログラム。
- ・ 草の根レベルで経済的、社会的及び文化的権利の実現に携わっている労働者のための、平等に関する意識向上及び訓練プログラム。
- ・ 経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女平等の権利の原則を、公的及びその他の教育に組み込むこと。また、学校及びその他の教育プログラムの中で、男性、女性、男児、女児の平等な参加を促進すること。
- ・ 官公庁及び意思決定機関において男女が平等の数を占めることを促進すること。
- ・ 開発計画、意思決定、開発による利益並びに、経済的、社会的及び文化的権利の実現に関連するあらゆる計画において、男女の平等な参加を促進すること。

締約国の義務の具体例

22. 3 条は横断的な義務であり、規約の 6 条から 15 条に述べられた諸権利すべてに適用される。3 条は、ジェンダー化された社会的、文化的偏見に取り組むこと、資源配分において平等を認めること、並びに家族、共同体及び公的生活において責任分担を促進することを求めている。以下の項に示された例は、3 条が規約の他の規定に適用される方法についての指針とされうるが、網羅的なものという趣旨ではない。

23. 規約 6 条は、締約国に対し、自由に選択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得るすべての者の権利を保護し、この権利の完全な実現を達成するため必要な措置を取ることを求めている。6 条に関して、3 条を実施することは、とりわけ以下のことを要請する。それは、法律上及び實際上、あらゆるレベルの仕事及びあらゆる職業に対して男女が平等のアクセスをもつこと、並びに、公的部門、民間部門における職業訓練及び職業案内プログラムが、労働に対する権利の利益を平等に得られるのに必要な技術、情報及び知識を男女に与えることである。

24. 規約 7 条 (a) は、締約国に対し、公正かつ良好な労働条件を享受するすべての者の権利を認め、中でも、公正な賃金及び同一価値労働についての同一報酬を確保することを求めている。7 条に関して、3 条はとりわけ、締約国が、ジェンダー偏見のある勤務評定や、男女間では生産性の相違が存在するという見方のような、賃金の相違の元になっている原因を認識しかつ撤廃することを求める。さらに、締約国は、効果的に機能する労働監督署を通して、民間部門が労働条件に関する国内法を遵守しているかを監視すべきである。締約国は、昇進及び賃金以外の報酬における平等な考慮、並びに、職場における職業的もしくは専門的能力開発に対する平等な機会及び支援を規定した立法を採択すべきである。最後に、締約国は、育児及び、扶養家族の世話のための適切な政策を推進することによって、職業責任と家族責任の両立において男女が直面している制約を軽減すべきである。

25. 規約 8 条 1 項 (a) は、締約国に対し、自ら選択する労働組合を結成し及びそれに加入する権利を確保することを求めている。8 条に関して、3 条は、男女が自らの具体的な関心に取り組む労働者の団体を組織しそれに加入するのを認めることを求めている。この点で、しばしばこの権利を奪われている、家庭内労働者、農村の女性、女性が支配的な産業で働く女性、及び在宅労働の女性に、特に注意が払われるべきである。

26. 規約 9 条は、締約国が、社会保険を含む社会保障について、及び社会サービスへの平等なアクセスについてのすべての者の権利を認めることを求めている。9 条に関して、3 条を実施することは、とりわけ、男女双方にとって義務的な退職年齢を平等化すること、女性が公的及び民間の年金制度から平等な利益を受けることを確保すること、並びに、女性に対する出産休暇、男性に対する父親休暇、及び男女双方に対する育児休暇を十分に保障することを必要とする。

27. 規約 10 条 1 項は、締約国が、できる限り広範な保護及び援助が家族に与えられるべきであること、また婚姻は両当事者の自由な合意に基づいて成立するものでなければならないことを認めるよう求めている。10 条に関して、3 条を実施することは、とりわけ、主に女性である家庭内暴力の被害者に対し、安全な住居、並びに身体的、精神的及び感情的被害の救済へのアクセスを提供すること、誰といつ婚姻するかについて男女に平等の権利を確保し、特に、男女の法定婚姻年齢は同じであるべきであり、少年・少女は、子どもの結婚、代理結婚、もしくは強制による結婚から同等に保護されるべきであること、並びに、女性が、婚姻財産及び、夫の死亡による相続において平等の権利を有することを確保すること、を必要とする。ジェンダーに基づく暴力は、経済的、社会的及び文化的権利を含む権利及び自由を、平等を基礎として享有する能力を損う、差別の一形態である。締約国は、男女に対する暴力を廃絶し、かつ、私的行為者による暴力行為を防止し、調査し、調停し、処罰し及び救済するために適当な措置を取らなければならない。

28. 規約 11 条は、締約国に対し、十分な住居 (11 条 1 項) 及び十分な食料 (11 条 2 項) を含め、自己及びその家族のための十分な生活水準についてのすべての者の権利を認めることを求めている。11 条 1 項に関して、3 条を実施することは、女性が、男性と平等な基盤で住居、土地及び財産を所有、使用もしくはその他の方法で管理し、かつそのために必要な資源にアクセスする権利を有することを必要とする。11 条 2 項に関して、3 条を実施することはまた、締約国に対し、とりわけ、女性が食料生産の手段に対するアクセスを有しもしくは管理することを確保すること、並びに、男性が十分に食べるまで女性が食べることを許されないかもしくはより栄養の少ない食料しか与えられない慣習上の慣行に対して積極的に取り組むことをも求める¹²。

¹² 11 条 1 項及び 2 項との関連での 3 条の義務、及び生じうる違反のその他の例は、CESCR 一般的意見第 12 「十分な食料に対する権利」(E/C.12/1999/5) 25 項でさらに論じられている。

29. 規約 12 条は、締約国に対し、到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受するすべての者の権利の実現に向けて措置を取ることを求めている。12 条に関して、3 条を実施することは、最低限でも、男女が平等を基礎として医療にアクセスしその利益を受けることを阻害する法的その他の障害を除去することを必要とする。これにはとりわけ、水や食料のような、健康の決定的な要素に対するアクセスに、ジェンダーの役割が影響している場合にそれに取り組むこと、リプロダクティブ・ヘルス〔訳注：性と生殖に関する健康〕の規定に対する法的制約を取り除くこと、女性の性器切除を禁止すること、並びに、女性の健康の問題にかかわる医療労働者に対する十分な訓練を施すこと、が含まれる¹³。

30. 規約 13 条 1 項は、締約国に対し、教育に対するすべての者の権利を認めることを求め、また 13 条 2 項 (a) では、初等教育がすべての者にとって義務的かつ無償のものとされることを求めている。13 条に関して、3 条を実施することは、とりわけ、教育のあらゆるレベルにおいて、男児と女児に同じ入学基準を確保する立法及び政策を採択することを必要とする。締約国は、特に広報及び意識向上キャンペーンを通して、家庭は子女を学校に送るにあたって男児に優先的に扱うことをやめること、及び、カリキュラムが平等と無差別を促進することを確保するべきである。締約国は、学校の登下校の際の、子ども特に女児の安全を確保するために良好な状況を作られなければならない。

31. 規約 15 条 1 項 (a) 及び (b) は、締約国に対し、文化的生活に参加し、かつ科学の進歩の利益を享受するすべての者の権利を認めることを求めている。15 条 1 項 (a) 及び (b) に関して、3 条を実施することは、とりわけ、女性が文化的生活、科学教育及び科学研究に十分に参加するのを妨げている、制度的障壁並びに文化的及び宗教的伝統に基づくもののようなその他の障害を克服すること、また、女性の健康上及び経済上のニーズに関連する科学研究に対して、男性のそのようなニーズに関するものを平等の基盤で資源を振り向けることを必要とする。

国内的レベルでの実施

政策と戦略

32. 規約 3 条の下で権利を実施する最も適当な方法及び手段は、締約国によって様々であろう。各締約国は、すべての経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女の平等の権利を確保するという主要かつ即時の義務を遵守する適当な手段を採択するにあたっては裁量の幅を有する。中でも、締約国はとりわけ、人権のための国内行動計画の中に、経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女の平等の権利を確保する適当な戦略を組み込まなければならない。

¹³ CESCR、一般的意見第 14 「到達可能な最高水準の健康に対する権利」(E/C.12/2000/4)、18 ~ 21 項。

33. そのような戦略は、3 条の規範内容に由来し、また本一般的意見の 16 項から 21 項で言及した締約国の義務のレベル及び性格に関連して述べられているように、当該国の状況及び背景に関連した政策、計画及び行動の総合的な認識に基づいたものであるべきである。当該戦略は、経済的、社会的及び文化的権利の享有における差別を撤廃することに特に注意を払うべきである。

34. 締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関連する既存の立法、政策、戦略及び計画を定期的に見直し、それらが本規約 3 条の下での締約国の義務に合致していることを確保するために必要な変更を行うべきである。

35. 女性によるすべての経済的、社会的及び文化的権利の平等な享有を促進し、女性の事実上の地位を改善させるために、暫定的な特別措置が必要なこともありうる¹⁴。暫定的な特別措置は、男女平等に向けて取られる恒久的な政策及び戦略とは区別されるべきである。

36. 締約国は、規約上の権利の享有における男女間の平等の達成を促進するため、暫定的な特別措置を取ることが奨励される。そのような措置は、過去及び現在の差別的な法律、伝統及び慣行によってもたらされた不利益をなくす締約国の義務に基づいているのであるから、それ自体差別的なものとはみなされてはならない。そのような措置の性格、期間及び適用は、具体的な問題及び背景との関連で計画されるべきであり、状況に応じて調整されるべきである。そのような措置の結果は、それらが取られた目的が達成されたときには終了するという観点から、監視されるべきである。

37. 自らの発展に影響を与えうる意思決定過程に参観する個人及び個人の集団の権利は、規約の 3 条の下での政府の義務を履行するために展開されるいかなる政策、計画、及び活動においても、中心的な要素とならなければならない。

救済と責任

38. 国内の政策及び戦略は、実効的な制度及び機関が存在しない場合には、行政当局、オンブズパーソン、並びにその他の国内人権機関、裁判所、及び審判所を含めたそうした制度及び機関の設置について定めるべきである。これらの機関は、3 条に関連する違反の主張の調査及び対処を行い、その違反に対しては救済を与えるべきである。締約国としては、そのような救済が実効的に実施されることを確保するべきである。

標識と指標

39. 国内の政策及び戦略は、この点で、締約国による規約上の義務の履行を実効的に監視

¹⁴ この点で、女性差別撤廃条約 4 条 1 項に関する女性差別撤廃委員会の一般的勧告 25、CESCR の一般的意見 13、及び ICESCR の実施に関するリンブルク原則を参照。

するために、経済的、社会的及び文化的権利を男女が平等に享有する権利に関して、適当な標識及び指標を認定すべきである。適当な場合には、男女の経済的、社会的及び文化的権利の漸進的実現を評価するために、具体的な時間枠を付した、細分化された統計が必要である。

違反

40．締約国は、経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女の平等の権利を確保するために、自らが負う即時のかつ主要な義務を履行しなければならない。

41．男女間の平等の原則は、規約に列挙された具体的な個々の権利の享有にとって基本的な原則である。これらの権利のいずれかの享有について、形式的及び実質的な平等を確保しないことは、この権利の侵害を構成する。経済的、社会的及び文化的権利の平等な享有のためには、法律上及び事実上の差別の撤廃が必要である。規約の6条から15条に列挙されたそれぞれの権利に関して、法律上及び事実上の差別を撤廃するための法律、政策及び計画を採択し、実施しかつ監視しないことは、これらの権利の侵害を構成する。

42．規約に掲げられた諸権利の侵害は、締約国又は、全国的及び地方レベルの国家機関による、直接の作為又は、行動を取らないことないし不作為によって生じうる。規約に定められたすべての権利の享有に対する男女の平等の権利に影響を与えるいかなる後退的措置の採択及び実行も、3条の違反を構成する。